

**ひのだい・東光寺小学童クラブ、
南平小学童クラブ
運営業務委託募集要領**

**令和7年（2025年）5月
日野市子ども部子育て課**

目 次

I 公募の概要

- 1 令和8年度（2026年度）に運営業務委託する学童クラブ・・・・・・・・・・ P 2
- 2 委託期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4 応募にあたっての前提要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 5 応募に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 6 事業者の募集及び選定方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 7 公募スケジュール(予定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 8 応募手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

II 事業者が行う業務等

- 1 運営基準の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2 業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 3 支援員の配置基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

III 事業者の選定

- 1 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

IV 事業評価及び利用者アンケートに関する事項

- 1 事業評価及び利用者アンケートの実施・・・・・・・・・・・・ P 11
- 2 帳簿種類等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

V その他

- 1 苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 2 業務の継続が困難になった場合等の措置・・・・・・・・・・ P 12
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る事項・・・・・・・・・・・・ P 12
- 4 その他協議すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

別紙1 学童クラブ、学童クラブ運営業務委託仕様書

別紙2 日野市学童クラブの民間活力の導入に関する運営業務要求水準書

別紙3 企画提案内容の項目

ひのだい・東光寺小学童クラブ、南平小学童クラブ 運營業務委託募集要領

日野市における学童クラブ事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)は、育成時間の更なる拡大と、入所児童数の増加による施設整備や老朽化に伴う改修を実施するなど、育成環境の充実を図りながら、安定的かつ継続的にサービスを提供することが求められています。これら利用者サービスの充実に向け、ひのだい学童クラブ、東光寺小学童クラブ、南平小学童クラブに民間活力を導入いたします。

学童クラブの運營業務委託にあたっては、公募プロポーザル方式により応募事業者の運営能力、信頼性、社会性及び見積価格等、総合的に評価し運営事業者を選定いたします。

以下により事業運営に関する知識と経験、そして熱意ある事業者を募集します。

なお、令和8年(2026年)4月からの運営委託の開始にあたり、令和8年(2026年)1月1日から令和8年(2026年)3月31日まで運営準備委託を別途締結し、引継ぎを着実に進め、児童への影響を最小限に抑え、円滑な導入を目指します。

I. 公募の概要

1. 令和8年度(2026年度)に運營業務委託する学童クラブ

学童クラブ名		所在地	開設年月日	育成面積	学童クラブ利用定員
ひのだい・東光寺小学童クラブ	ひのだい学童クラブ	日野市日野台2-1 三小内	昭和54年 4月1日	169.30㎡	100人
	東光寺小学童クラブ	日野市新町3-24-1 東光寺小内	昭和56年 4月1日	179.26㎡	100人
南平小学童クラブ		日野市南平4-18-1 南平小内	平成20年 2月1日	149.31㎡	90人

※ひのだい学童クラブと東光寺小学童クラブは2施設合わせて1つの応募とします。ただし、運営はそれぞれ各施設ごととします。

2. 委託期間

(1) 委託期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

(2) 運営準備委託期間(別途の契約により、日野市職員との並行運営をお願いいたします。)

令和8年(2026年)4月からの移行にあたっては、支援員が入れ替わることによる育成環境の変化など、子どもへ及ぼす影響を最小限にする必要があります。そのため、移行のための準備期間を設けるため、別途、受託事業者と委託契約を締結します。

事務引継ぎと並行して、段階的に受託事業者の支援員を配置し、子どもたちが新しい支援員に早く慣れることができるよう、受託事業者の支援員と現在の学童クラブ支援員が

合同で育成にあたり、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていきます。

3. 応募資格

(1) 応募資格

- ① 東京都、埼玉県、及び神奈川県内に主たる事務所を有する法人（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）で、前記3都県で現に、学童クラブ事業の運営実績を有する事業者（以下「事業者」という。）
- ② 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。

(2) 欠格事由

次に該当する事業者は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている事業者
 - ② 申込日現在、東京都内の競争入札参加資格の指名停止措置を受けている事業者
 - ③ 国税又は地方税等を滞納している事業者
 - ④ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない事業者
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認定決定を受けていることにより応募可能。
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていることにより応募可能。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある事業者。また日野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 12 月 27 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 契約締結までに日野市及び都内の他自治体から指名停止措置を受けた場合、契約を締結しないものとします。

4. 応募に当たっての前提要件

応募に当たっては、次の要件を前提とします。

この要領に定める事業は、令和 8 年度からの円滑な事業スタートのため、予算成立前に公募を行います。当該予算が減額又は否決された場合、変更又は中止することがあることについて、ご了承ください。

5. 応募に関する留意事項

(1) 応募要領の承諾

応募事業者は、書類の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容の変更又は追加はできません。ただし、応募書類に記載の役員の

辞職、失職、死亡等の場合はこの限りではありません。

(3) 応募事業者の失格

以下の要件に該当した場合は、選考審査の対象から除外します。

- ① 応募資格を満たさなくなった場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要領に定める手続を遵守しない場合
- ④ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑤ 社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められる場合
- ⑥ その他、不正行為があった場合

(4) 費用負担

提出された書類の作成に要する費用、旅費、その他応募に関し要する費用は、全て応募事業者の負担とします。

(5) 応募書類の取り扱い、著作権

応募事業者の提出する書類の著作権は作成した応募事業者に帰属します。応募書類は、日野市情報公開条例に基づき、市に対する情報公開の対象文書となります。この場合、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。また、公開することで個人が識別される、法人等の正当な利益を害するおそれがあると市が判断する部分については公開しませんが、それ以外の部分については原則、全て公開対象とします。提出された応募書類は理由の如何を問わず返却しません。市の責任において保管します。

(6) 公契約条例

本業務委託は日野市公契約条例の適用対象となります。労働報酬下限額等の公契約条例の詳細については、日野市のホームページをご確認ください。

6. 事業者の募集及び選定方式

事業者の募集及び選定は、公募プロポーザル方式を採用し「日野市立学童クラブ運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、学童クラブの応募書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング等による選考を行い、受託可能な事業者を選定します。

7. 公募スケジュール(予定)

下記の日程については、予告なく変更することがあります。

項 目	時 期
募集要領等の公表(ひの広報・ホームページ)	令和7年(2025年)6月2日(月)
施設見学会(ひのだい学童クラブ)	令和7年(2025年)6月10日(火)
施設見学会(東光寺小学童クラブ)	令和7年(2025年)6月11日(水)
施設見学会(南平小学童クラブ)	令和7年(2025年)6月12日(木)
募集内容に関する質問の受付期間	令和7年(2025年) 6月16日(月)～6月20日(金)
質問に対する回答	令和7年(2025年) 6月24日(火)～6月26日(木)

申請書類の受付期間	令和7年(2025年) 7月1日(火)～7月7日(月)
第一次審査(書類審査) 企画提案書、運営実績等を審査し、選定委員により各施設3事業者を選定します。 (応募事業者が3事業者以下の場合は企画提案書、運営実績等の第一次審査を省略し、第二次審査で行います)	令和7年(2025年)7月31日(木)
第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング等) 運営実績・提案価格・企画提案内容の審査	令和7年(2025年)8月16日(土)
選定結果通知	令和7年(2025年)9月下旬
受託候補事業者との協議 (引継・運営内容・準備契約等)	令和7年(2025年)11月中旬まで
運営準備業務委託の締結	令和7年(2025年)11月下旬
運営準備業務委託期間	令和8年(2026年) 1月1日(木)～3月31日(火)
運営業務委託の開始	令和8年(2026年)4月1日(水)

※なお、申請をして頂いた事業者の運営中の施設を見学させていただくことがあります。

8. 応募手続きの流れ

(1) 募集要領の公表

市のホームページにより公表します。(URL <http://www.city.hino.lg.jp>)
募集要領の内容が変更になった場合は、速やかに更新版を市のホームページに掲載します。この場合、応募事業者への個別のお知らせはしませんのでご了承ください。

(2) 書類配布、提出先及び問合せ先

日野市子ども部子育て課 子育て係
〒191-0016 日野市神明1-13-2 子ども包括支援センターみらいく1階
電話 042-514-8636(直通) E-mail jidouf@city.hino.lg.jp

※委託施設への問合せはご遠慮願います。

(3) 学童クラブ施設見学会

応募予定者を対象とした施設見学会を開催します。ひのだい学童クラブ、東光寺小学童クラブ、南平小学童クラブの各施設で実施いたします。応募予定の施設の見学を希望する事業者はご応募ください。

※施設見学会に参加いただかなくても、応募いただくことは可能です。

【ひのだい学童クラブ】

- ① 開催日 令和7年(2025年)6月10日(火)
- ② 開催場所 学童クラブ育成室
住所：日野市日野台2-1(学校敷地内)

【東光寺小学童クラブ】

- ③ 開催日 令和7年(2025年)6月11日(水)
- ④ 開催場所 学童クラブ育成室

住所：日野市新町 3-24-1（学校敷地内）

【南平小学童クラブ】

⑤ 開催日 令和7年（2025年）6月12日（木）

⑥ 開催場所 学童クラブ育成室

住所：日野市南平 4-18-1（学校敷地内）

⑦ 参加人数

- ・ 1事業者につき3名まで。
- ・ 1施設につき先着8事業者まで

⑧ 開催時間

- ・ 1枠 20分
- ・ 1施設につき以下の5枠
- ・ 事業者ごとに1施設につき、下記から1枠のみ申し込み可
 - ① 9時10分～9時30分
 - ② 9時40分～10時00分
 - ③ 10時10分～10時30分
 - ④ 10時40分～11時00分
 - ⑤ 11時10分～11時30分
 - ⑥ 11時40分～12時00分
 - ⑦ 12時10分～12時30分
 - ⑧ 12時40分～13時00分

⑨ 申込期間

募集要領公表日から各施設見学会開催日の前日午後5時まで。

⑩ 申込方法

下記 URL もしくは二次元コードより、専用申込みフォームにアクセスしていただき、申込み期限内に必要な事項を入力してお申し込みください。

<学童クラブ施設見学会申込みフォーム>

<https://logoform.jp/form/Z9UK/1018905>



⑪ 注意事項

- ・ 見学会当日は施設での説明会は実施いたしません。募集要領等について疑義がある場合は、質問票により下記の受付期間内にご質問ください。
- ・ 見学会当日、写真撮影等は制限させていただく場合があります。

(4) 募集要領に関する質問の受付

募集要領等の内容に関する質問を下記のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和7年（2025年）6月16日（月）～6月20日（金）

② 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

③ 受付方法

質問票「**様式7**」に必要な事項を記入の上、前述(2)問合せ先まで電子メールで送付して

ください。**質問に対する回答は、6月24日(火)以降、施設見学会に参加、または質問票を提出した全事業者へ電子メールにより回答します。**個別の回答はいたしません。また、電話での質問は一切受付いたしません。

④ 注意事項

今回の募集と直接関係がないと判断した質問については、回答いたしません。この場合、質問を提出した事業者への個別のお知らせはいたしませんのでご了承ください。

(5) 申請書類の受付

申請書類を下記のとおり受け付けます。

① 提出期間

令和7年(2025年)7月1日(火)～7月7日(月)まで

② 受付時間

午前8時30分から午後5時まで。

③ 受付方法

直接ご持参をお願いいたします。

※申請を希望される際には、必ず事前にご連絡ください。こちらで提出日時を指定させていただきます。

④ 提出書類

提出書類	部数
<1> 参加申込書(様式1)	正本1部
<2> 運営経費見積書(様式2)	正本1部
// データ	エクセルシート 1通
<3> 運営準備業務経費見積書(様式3)	正本1部
// データ	エクセルシート 1通
<4> 運営状況一覧表(様式4)	正本1部
<5> 企画提案書(様式5)	正本1部・副本8部
<6> 直近決算分の法人事業税、法人税の納税証明書	原本各1部
<7> 書類提出日3か月以内に発行された登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	原本1部
<8> 事業報告書(※決算書を含む。) 直近3年分	正本各1部
<9> 事業計画書(予算書を含む。) 直近2年分	正本各1部

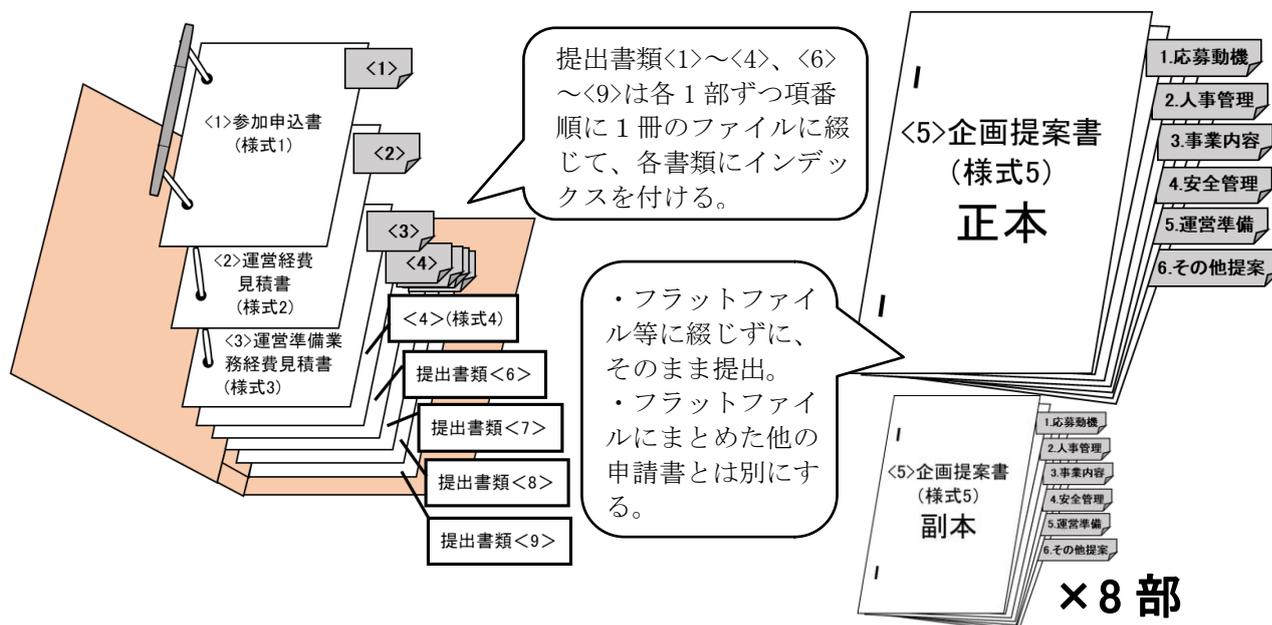
(※1 決算書)

- ・ 社会福祉法人：キャッシュフロー計算書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録
- ・ NPO法人：活動計算書(キャッシュフロー計算書)、貸借対照表、収支計算書、財産目録、収益事業に関する書類(損益計算書、貸借対照表、利益処分計算書)
- ・ 株式会社：損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、注記書

⑤ 提出書類の編集方法

企画提案書は「様式5」を表紙として、25ページ以内(表紙を含む)とします。A4

版縦左とじ（ホチキス）し、目次を作成し、ページ番号を付してください。インデックスも付けてください。また、企画提案書はフラットファイル等に綴じないでください。



- ⑥ 運営経費見積もり（様式2）
事業開始の4月以降に必要となる備品やシステム等は、運営経費見積もり（様式2）に入れてください。
- ⑦ 運営準備業務経費見積もり
運営準備業務経費見積書（様式3）においては、運営準備人件費とそれに関わる管理経費のみを記入してください。
- ⑧ 運営経費見積書（様式2）と運営準備業務経費見積書（様式3）は、申請受付日の前日までに、データにて所定のエクセルシートを子育て課へメール送信してください。また、申請受付当日は紙媒体でも上記書類と一緒にご提出をお願いします。
送信先：jidouf@city.hino.lg.jp 日野市役所子育て課子育て係
- ⑨ 2つ以上の応募をする場合は、運営経費見積書（様式2）、運営準備業務経費見積書（様式3）、企画提案書（様式5）、はそれぞれ必要部数ご準備ください。そのほか書類は、上記④提出書類の部数で共有といたします。
- (6) 応募事業者の辞退
応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届「**様式6**」を提出してください。
- (7) 第一次審査（書類審査）
令和7年（2025年）7月31日（木）
・応募資格及び応募書類について、審査・確認を実施します。
・企画提案書、運営実績等を審査し、**3**事業者を選定します。
（応募事業者が**3**事業者以下の場合は企画提案書、運営実績等の審査は第一次審査を省略し、第二次審査で行います）
- (8) 第二次審査（プレゼンテーション及び委員質疑等）
令和7年（2025年）8月16日（土）
選定委員会による運営実績、提案価格、企画提案内容審査を実施します。企画提案書に基づくプレゼンテーション及び委員質疑による審査を行います。

可能な限り学童クラブ事業の現場での様子をお話できる職員の方の出席をお願いします。なお、プレゼンテーション及び委員質疑については、学童クラブの保護者が傍聴できることとしておりますので、予めご了承ください。

(9) 選定結果の通知

選定結果は、申請書類を提出した全ての応募事業者に対して通知します。また、選定の結果は、後日、市のホームページに掲載します。

(10) 業務の引継ぎ等

- ① 受託事業者は、令和8年（2026年）4月1日から業務を支障なく行うため、令和8年（2026年）1月1日から3月31日までを運営準備期間として、引継ぎを含め、日野市職員とともに業務を行っていただきます。
- ② 委託期間の終了又は委託の取消により次期委託事業者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営に支障がないよう円滑な引継ぎに協力してください。

II. 事業者が行う業務等

1. 運営基準の概要

(1) 学童クラブ業務

児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う。詳細は、**別紙2「日野市学童クラブの民間活力の導入に関する運営業務要求水準書」**に記載する事業を行う。

(2) 学童クラブ業務の開所時間及び閉所日

① 開所時間

- ・ 平日：下校時から午後7時まで
- ・ 土曜日：午前8時から午後7時まで
- ・ 学校休業日：午前8時から午後7時まで
※学校休業日とは、春休みや夏休み等の学校の三季休業期間、運動会等の振替日、学級・学校閉鎖時、台風や積雪等による学校の時差登校や休校日などをいう。

② 閉所日

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ・ 1月2日及び同月3日
- ・ 12月29日から同月31日まで

2. 業務の範囲

(1) 業務委託内容

詳細は**別紙1「ひのだい・東光寺小学童クラブ、南平小学童クラブ運営業務委託仕様書」**のとおり

(2) 企画提案内容

事業者の選定に当たっては、本要領に定める「応募資格」を満たす応募事業者から、次

の学童クラブ運営に関して具体的な企画提案を求めます。詳細については、**別紙3「企画提案内容の項目」**を参照してください。

(3) 運営準備期間中の対応

① 説明会等への出席

受託予定事業者は、運營業務委託開始までの間（令和8年（2026年）1月から3月まで）は、随時行う準備会議のほか、行事見学、学校や地域との協力関係の継続確保、地域状況の把握など、必要な準備に努めていただきます。

また、学童クラブ業務を円滑に引き継ぐために運營業務委託開始までの間、地域や保護者との説明会等に参加していただくほか、学童クラブ入所説明会については、学童クラブの施設長候補者を中心とし、主体的に実施していただきます。

② 委託契約の締結

令和8年（2026年）1月から3月まで、運營業務委託が円滑に移行できるように市と受託予定事業者との間において、別途準備委託契約を締結し、準備委託業務に従事していただきます。

準備委託業務に従事する事業者支援員は、下記の配置基準に基づき、1月から学童クラブ事業の施設長となる常勤（正規）支援員を1名と、施設長と別の常勤支援員を1名、2月から施設長と1月から配置している常勤支援員に加え、その他の常勤支援員を配置し、3月には常勤・非常勤を配置するものとします。令和8年4月に配置予定の常勤支援員は、運営準備期間中に必ず引継ぎに入ってもらいます。

【配置基準】

	学童クラブ施設長 【常勤(正規)支援員】 学童クラブ全体で1名	学童クラブサブリーダー 【常勤支援員】 学童クラブ全体で1名	常勤支援員 及び非常勤支援員
1月	5 6 時間以内	1 6 時間以内	—
2月	7 2 時間以内	3 2 時間以内	延べ3 2 時間以内
3月	5 6 時間以内	1 6 時間以内	延べ1 0 4 時間以内

3. 支援員の配置基準

詳細は、**別紙1「ひのだい・東光寺小学童クラブ、南平小学童クラブ運營業務委託仕様書」**のとおり

III. 事業者の選定

1. 選定方法

応募事業者の運営能力、信頼性、社会性及び見積価格について総合的に評価し、運営事業者を決定します。なお、応募事業者の運営能力の評価に当たっては、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング等による選考を行います。

(1) 申請書類の確認

応募事業者から提出された申請書類に基づき、欠格事項の有無等を子ども部子育て課で

確認し、水準を満たした事業者を以下の選定委員会に諮ります。

(2) 選定委員会の設置

事業者の選定に当たっては、市は選定委員会を設置し、提出された内容について同委員会において評価を行った上で、受託可能な事業者を決定します。

(3) 要件審査（応募資格及び応募書類の審査・確認）

はじめに応募事業者の応募資格及び応募書類について、子ども部子育て課が審査・確認を行います。この結果、応募資格、応募書類及び経営状況に重要な問題があると判断された事業者は、その後の審査に入らず失格とする場合があります。

(4) 選定委員会による審査

選定委員会による運営実績、提案価格、企画提案内容審査を実施します。企画提案書に基づくプレゼンテーション及び委員質疑による審査を行います。

(5) 選定基準

各委員が、下表の評価項目に沿ってそれぞれ審査した総合評価点の平均値が、最も高い申請事業者を運営業務委託候補者とします。平均値は小数点第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの点数とします。提出書類のすべてが審査の対象となりますので、事業計画書等に記入漏れがないようにしてください。

なお、総合評価点が総評価点の60%以上を超えていることを決定の条件とします。

評価区分	評価項目	
運営実績	学童クラブの運営実績	
見積提案価格	適正運営価格の算出	
企画提案内容 プレゼンテーション及び 委員質疑による審査 を行います。	応募動機	
	人事管理	(1) 人材確保・人材育成 (2) 支援員配置及び勤務体制
	事業内容	(1) 学童クラブ事業内容 (2) 児童への支援 (3) 特別な配慮の必要な児童への支援 (4) 保護者、学校、地域等との連携 (5) 利用者サービスの向上に向けた 具体的運営内容
	安全管理	(1) 衛生管理・施設の維持管理 (2) 事故防止・安全対策
	運営準備	(1) 運営準備期間支援員配置計画、引継ぎ方針
	その他の提案	

(6) 運営業務委託候補者選定と指定

① 第1位運営業務委託候補者の選定及び通知

市は選定委員会による評価結果の報告を受け、第1位及び第2位の運営委託候補者を決定します。最終結果は申請者あてに文書で通知します。

② 協議

運営業務委託候補者は、事業者の提案書の内容、見積書等に基づく総合評価により決

定します。したがって、ご提案いただいた企画提案の実施内容や見積提案価格がそのまま採用されるわけではありません。このため市は、第1位運営業務委託候補者と金額面を含めた委託内容の詳細について協議を行います。ただし、委託経費の縮減のみを目的とした交渉はいたしません。

協議の過程において、委託の困難性が明らかになった場合や、協議が整わない場合は、市は第2位の運営委託候補者と協議を行います。

(7) 選定結果の通知及び公表

審査結果について、申請された全事業者に書面で通知します。また、選定の経過及び結果については、市のホームページで公表します。

IV. 事業評価及び利用者アンケートに関する事項

1. 事業評価及び利用者アンケートの実施

受託事業者には、学童クラブ業務に対してセルフモニタリングによる自己評価を行っていただき、それを基に子育て課で主管課評価を実施します。また、市は、学童クラブ利用者の意見・要望及び満足度を確認するため、利用者アンケートを実施します。主管課評価と利用者アンケートの結果により受託事業者の業務運営が要求水準を維持していないと認められるとき、市は業務の改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止、さらに契約の取り消しを行うものとします。

2. 帳簿書類等の提出

監査委員等が市の事務業務を監査するために必要があると認められる場合、事業者に対して、帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

V. その他

1. 苦情解決

利用者及び近隣からの苦情に関しては、その利用者及び近隣住民の権利擁護を基本として、利用者等に対するサービスの質の向上に資するよう、苦情解決を行ってください。

2. 業務の継続が困難になった場合等の措置

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合は次のとおりとします。

(1) 受託事業者の責めに帰すべき事由によるとき

- ① 受託事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は、受託事業者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めます。受託事業者がその期間内に改善することができなかった場合等には、市は業務委託契約を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、この場合、市に生じた損害は受託事業者が賠償するとともに、次期受託事業者が円滑かつ支障なく業務遂行できるよう、適切に

引継ぎを行うものとしします。

- ② 受託事業者の経営状況悪化、又は著しく社会的信用を損なう等、受託事業者として相応しくない認められる場合は、市は業務委託契約を取り消しできるものとしします。

(2) 損害賠償

前記(1)により業務委託契約を取り消された場合は、受託事業者は市に生じた損害を賠償しなくてはなりません。

(3) その他の事由により事業の継続が困難になった場合の取扱い

災害その他の不可抗力等、市及び受託事業者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、双方で業務継続の可否等について協議することとしします。

3. その他

- (1) 令和8年度学童クラブ運営業務委託の契約は、運営準備業務委託が完了することを条件に、締結します。

- (2) 業務委託契約書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び受託事業者双方が誠意をもって協議することとしします。